

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成21年2月9日
【会社名】	株式会社あきんどスシロー
【英訳名】	AKINDO SUSHIRO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢三 圭史
【本店の所在の場所】	大阪府吹田市江坂町二丁目1番11号
【電話番号】	06(6368)1001(代表)
【事務連絡者氏名】	財務管理部長 青木 浩二
【最寄りの連絡場所】	大阪府吹田市江坂町二丁目1番11号
【電話番号】	06(6368)1001(代表)
【事務連絡者氏名】	財務管理部長 青木 浩二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成21年2月9日開催の取締役会において、平成21年5月31日を効力発生日（予定）として、エーエスホールディングス株式会社（以下、「ASHLD」といいます。）を吸収合併存続会社とし、当社を吸収合併消滅会社とする合併（以下、「本合併」といいます。）に関する吸収合併契約書を締結することを決議し、平成21年2月9日付で本合併に関する吸収合併契約書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該吸収合併の相手会社に係る事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	エーエスホールディングス株式会社
本店の所在地	東京都千代田区紀尾井町4番5号
代表者の氏名	代表取締役社長 木曾 健一
資本金の額	3,301百万円（平成21年1月31日現在）
純資産の額	994千円（平成20年9月30日現在）
総資産の額	1,000千円（平成20年9月30日現在）
事業の内容	会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する業務、およびこれに付随する一切の業務

② 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成18年9月期	平成19年9月期	平成20年9月期
売上高	—	—	0千円
営業利益	—	—	0千円
経常利益	—	—	0千円
当期純利益	—	—	▲5千円

(注) ASHLDは、平成20年8月8日に設立されたため、平成20年9月期に係る数値のみを記載しております。

③ 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 (平成21年1月31日現在)

Atlantic Fisheries, L.P.	45.3%
Pacific Fisheries, L.P.	34.7%
清水 義雄	20.0%

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	ASHLDは、当社の普通株式に関する総株主の議決権の数に対する割合として、平成20年12月10日現在、63.8%を保有しております。
人的関係	ASHLDの代表取締役1名が当社の取締役を、ASHLDの取締役1名が当社の取締役を、ASHLDの取締役1名が当社の監査役を兼務しております。また、ASHLDの親会社のアドバイザーを務めるユニゾン・キャピタル株式会社出身の者1名が当社の取締役に就任しております。
取引関係	該当事項はありません。

(2) 当該吸収合併の目的

当社の親会社であるASHLDは、平成20年9月25日から同年11月10日までの31営業日に亘り、当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を実施し、平成20年12月10日現在、当社普通株式に関する総株主の議決権の数に対する割合として63.8%を保有しております。

本公開買付けは、当社中期経営計画の実現に向けて、当社を取り巻く厳しい経営環境を打破し、経営課題の抜本的な解決を図ることを目的とした当社の戦略的非公開化（以下、「本戦略的非公開化」といいます。）の一環であり、当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益の観点から本公開買付けについて十分な協議・検討を行った結果、平成20年9月25日付「意見表明報告書」において公表したとおり、本公開買付けへの賛同意見を表明致しました。

今般、本公開買付けが、多くの株主様のご賛同により成立したことを受け、本戦略的非公開化を最終的に実現するべく、ASHLD及び当社は、ASHLDを存続会社、当社を消滅会社とする現金対価の交付による吸収合併の実施を行うものです。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

① 吸収合併の方法

ASHLDを存続会社、当社を消滅会社とする現金対価の交付による吸収合併方式で、当社は解散いたします。

② 吸収合併に係る割当ての内容

金銭を交付するものとし、当社の普通株式1株につき金3,250円の金銭を割当交付するものとします。

③ その他の吸収合併契約の内容

その他の吸収合併契約の内容は、「(6) 吸収合併契約書」のとおりです。

(4) 当該吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

当社は、合併交付金の公正性を担保するべく、みずほマネジメントアドバイザーズ株式会社（以下、「MHMA」といいます。）を第三者算定機関として選定し、合併交付金に関する意見書を取得致しました。

当社は、当該意見書を参考に、ASHLDとの間において、合併交付金に関する検討・協議を実施した結果、本戦略的非公開化の一環である本公開買付け時より、当社の財務内容や業績の重大な変動等の特段の事情が生じていないとの認識の下、当社普通株式に対する合併交付金を本公開買付けの買付価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）と同一の金3,250円とすることに合意致しました。

なお、本公開買付価格につきましては、平成20年9月25日付意見表明報告書に記載の通り、当社普通株式の平成20年9月22日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における終値の単純平均1,964円（小数点以下四捨五入、以下同様。）に対して約65%（小数点以下四捨五入、以下同様。）のプレミアムを、同日までの過去3ヶ月間の同取引所における終値の単純平均2,021円に対して約61%のプレミアムを、同日までの過去6ヶ月間の同取引所における終値の単純平均2,164円に対して約50%のプレミアムを、平成20年9月22日の終値1,919円に対して約69%のプレミアムを加えた価格でありました。

また、当社取締役会は、本公開買付けに関する意見表明の決議にあたり、本公開買付価格の妥当性を検証するため、第三者算定機関として、MHMAを指名し、当社の公開買付価格に係る意見書を取得致しました。当該意見書においては、公開買付価格に関し、市場株価法、PER倍率法及びディスカунテッド・キャッシュフロー（DCF）法が、その評価手法として採用されており、各評価手法による当社の1株当たり評価額は、市場株価法1,919円～2,164円、PER倍率法3,285円及びDCF法3,140円～3,471円とされ、最終的な評価額は、1,919円～3,471円とされておりました。

当社は、合併交付金の決定に際し、MHMAより公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

- (5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	エーエスホールディングス株式会社
本店の所在地	東京都千代田区紀尾井町4番5号
代表者の氏名	代表取締役社長 木曾 健一
資本金の額	3,301百万円（平成21年1月31日現在）
純資産の額	994千円（平成20年9月30日現在）
総資産の額	1,000千円（平成20年9月30日現在）
事業の内容	会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する業務、およびこれに付随する一切の業務

- (6) 吸収合併契約書

吸収合併契約書の内容は以下のとおりであります。

吸収合併契約書

エーエスホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社あきんどスシロー（以下「乙」という。）は、平成21年2月9日（以下「本締結日」という。）付で、次の通り吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところにより、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行い、甲は、本合併により乙の権利義務の全部を承継する。

第2条（商号及び住所）

1. 甲及び乙の商号及び住所は、以下の通りである。

- (1) 甲の商号及び住所

商号：エーエスホールディングス株式会社

住所：東京都千代田区紀尾井町4番5号

- (2) 乙の商号及び住所

商号：株式会社あきんどスシロー

住所：大阪府吹田市江坂町二丁目1番11号

2. 本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）をもって、甲の商号は第5条第1項に定める定款変更により「株式会社あきんどスシロー」に変更され、甲の住所は第5条第1項に定める定款変更の効力発生を停止条件として「大阪府吹田市江坂町二丁目1番11号」に移転する。

第3条（合併に際して乙の株主に対して交付する財産及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本合併に際し、金銭を交付するものとし、その総額は、本合併の効力発生の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（但し、甲及び乙を除く。以下同じ。）の所有する乙の普通株式の数に3,250円を乗じた額とする。
2. 甲は、本合併に際して、本合併の効力発生の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき金3,250円の金銭を割当交付する。

第4条（合併に際して新株予約権者に対して交付する新株予約権又は金銭に関する事項）

甲は、乙が発行する新株予約権の全部を所有しているため、合併に際して乙の新株予約権者に対して新株予約権又は金銭を交付しない。

第5条（本合併に伴う定款の変更）

1. 甲は、第7条第1項に定める存続会社株主総会において、効力発生日をもって、甲の定款につき、本合併の効力発生を停止条件として、別紙に記載の通り商号変更その他所要の変更を行うことについて、その承認を求めるものとする。
2. 甲は、前項に定めるほか、優先株式の発行その他の事由により、定款の変更を行うことができる。

第6条（効力発生日）

効力発生日は、平成21年5月31日とする。但し、甲及び乙は、本合併の手続の進捗状況、手続進行上の必要性その他の事由により、会社法第790条第1項に従い、合意により効力発生日を変更することができるものとする。

第7条（吸収合併契約承認株主総会）

1. 甲は、平成21年2月28日までに、会社法第795条第1項に定める株主総会（会社法第319条第1項に従い株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下「存続会社株主総会」という。）において、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する承認を求めるものとする。
2. 乙は、平成21年2月28日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会において、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する承認を求めるものとする。

第8条（会社財産の引継ぎ）

乙は、平成20年9月30日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産及び負債、並びに権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐものとする。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本締結日から効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うものとし、甲及び乙は、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

第10条（従業員の引継ぎ）

甲は、効力発生日において、乙の従業員全員を甲の従業員として引き続き雇用するものとする。従業員に関する取扱いについては、別途甲及び乙が協議し合意の上、これを決定する。

第11条（合併の条件の変更及び合併の中止）

本締結日から効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が発生又は判明した場合、本合併の実行に重大な支障となりうる事象が発生又は判明した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙が協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本合併を中止することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、甲又は乙の株主総会において本契約の承認又は第5条第1項に定める定款変更の承認を受けられなかった場合には、その効力を失うものとする。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項、その他本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議の上で定める。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各1通ずつを保有するものとする。

平成21年2月9日

甲：東京都千代田区紀尾井町4番5号
エーエスホールディングス株式会社
代表取締役社長 木曾 健一

乙：大阪府吹田市江坂町二丁目1番11号
株式会社あきんどスシロー
代表取締役社長 矢三 圭史

定款変更案

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>エーエスホールディングス株式会社</u>と称し、英文にては、<u>AS Holdings Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する業務</u> 2. <u>前号に付帯関連する一切の業務</u> <p style="text-align: center;">(新 設) (新 設) (新 設)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>東京都千代田区</u>に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第4条～第23条 (省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第24条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第25条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>代表取締役は社長とする。</u> 3. <u>必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</u> 	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社<u>あきんどスシロー</u>と称し、英文にては、<u>AKINDO SUSHIRO CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>飲食店、居酒屋、喫茶店、仕出し弁当店の経営及び経営コンサルティング、並びに店舗設備、什器備品のリース業</u> 2. <u>飲食店、居酒屋、喫茶店、仕出し弁当店のフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の営業指導等の経営コンサルティング</u> 3. <u>水産物、農畜産物の加工並びに販売</u> 4. <u>不動産の賃貸、管理</u> 5. <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>大阪府吹田市</u>に置く。</p> <p style="text-align: center;">(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</p> <p>第5条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第25条 取締役の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第26条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>取締役会の決議により、取締役会長1名取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。</u> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(業務執行)</p> <p>第26条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。</p> <p>2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。</p> <p><u>(取締役会の設置)</u></p> <p>第27条 当会社に取締役会を置く。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第28条 取締役会は、社長がこれを招集し、<u>その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第29条～第33条 (省略)</p> <p>第5章 監査役</p> <p><u>(監査役を設置)</u></p> <p>第34条 当会社に監査役を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第35条 当会社の監査役は<u>1</u>名以上とする。</p> <p>第36条～第38条 (省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第39条～第42条 (省略)</p>	<p>(業務執行)</p> <p>第27条 <u>取締役</u>社長は会社の業務を統轄し、<u>取締役副社長</u>、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第28条 取締役会は、<u>取締役会長又は取締役社長</u>がこれを招集する。<u>取締役会長及び取締役社長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、取締役会長がその議長となる。取締役会長に欠員若しくは事故があり、又は取締役会長が取締役会に出席しない場合は、取締役社長がその議長となり、取締役社長に事故があり又は取締役社長が取締役会に出席しない場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>第29条～第33条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第34条 当会社の監査役は<u>3</u>名以上とする。</p> <p>第35条～第37条 (現行どおり)</p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第38条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選任する。</u></p> <p><u>(監査役会)</u></p> <p>第39条 <u>監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>第40条～第43条 (現行どおり)</p>

以 上